

■新規セミナー確認テスト■（介護予防）通所介護

<p>(問) 以下の事例について、正しいと思われるものには○を、間違っていると思われるものには、×を記載してください。</p>		(解答欄)
(1)	管理者は、管理業務に支障がないと認められる場合であっても、当該通所介護事業所と別の敷地にある他の事業所、施設等の職務に従事することはできない。	(1)
(2)	生活相談員に資格要件はない。	(2)
(3)	通所介護計画を作成した際は、利用者又はその家族から、その内容への同意のサインをもらえば足りるので、説明・交付までは必要ない。	(3)
(4)	通所介護計画には位置づけられていなかったが、効果的な機能訓練となると判断し、遠方の観光地で散歩を行った。	(4)
(5)	入浴を行った利用者全員から、入浴の際に使用するシャンプー・石けん・タオル等のリネン費用を一律に徴収した。	(5)
(6)	月平均で定員を超えなければ定員超過による減算の適用を受けないので、利用定員を超える日があっても特に問題ない。	(6)
(7)	減算が適用されない範囲であれば、人員欠如によりサービス提供を行っても差し支えない。	(7)
(8)	個別機能訓練加算(Ⅱ)について、「同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団で行うこと」とされているため、個別対応の場合は算定できない。	(8)
(9)	生活機能向上グループ活動加算について、「一のグループの人数は六人以下とする」とされているため、個別対応の場合は算定できない。	(9)
(10)	サービス提供体制強化加算は、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の全ての算定要件を満たしていてもいずれか一つしか算定できない。	(10)

■新規セミナー練習問題■ (介護予防) 通所介護

(問1) 下記の設問1～3において、正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×をつけてください。

※利用人数の実績については、定員と同様の人数と仮定する

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (26年 6月分) サービス種類 (通所介護・介護予防通所介護)
 事業所番号(1412345678) 事業所名(AA通所介護事業所)

1単位目 定員: 10名 サービス提供日: (月・火・水・木・金・土・日) サービス提供時間: 6時間 00分

個別機能訓練加算(I): あり・なし (なし) 個別機能訓練加算(II): あり・なし (あり) 口腔機能向上加算: あり・なし (あり)
 若年性認知症利用者受入加算: あり・なし (なし) 運動器機能向上加算: あり・なし (あり) 栄養改善加算: あり・なし (あり)
 生活機能向上グループ活動加算: あり・なし (なし) サービス提供体制強化加算: (I)・(II)・(III) (なし)

職種	勤務形態	資格	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	6月の合計
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
管理者	D	—	神奈川 太郎	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
生活相談員	D	実務経験	横浜 太一	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	138
機能訓練指導員	D	理学療法士	横須賀 道雄	3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	3	3			3		3	54
介護職員	B	—	平塚 まり	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間 週 5日 (a) 週 40時間 (b)

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、勤務すべき時間数を記入してください。

2 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

3 職員が兼務する場合(例:管理者と生活相談員、看護職員と機能訓練指導員)には、それぞれの職種で勤務時間を按分し、記入

4 生活相談員・看護職員・介護職員の欄が足りないときは、欄を増やして(別の職種の余分な行を削除してその分の行を増やす、2

5 定員が10名以下で看護職員を配置していない場合は、「看護職員」の欄は削除するか斜線を引いてください。

6 資格欄は、資格が必要な職種[生活相談員・看護職員・機能訓練指導員(個別機能訓練加算ありの場合)]のみ記載してください

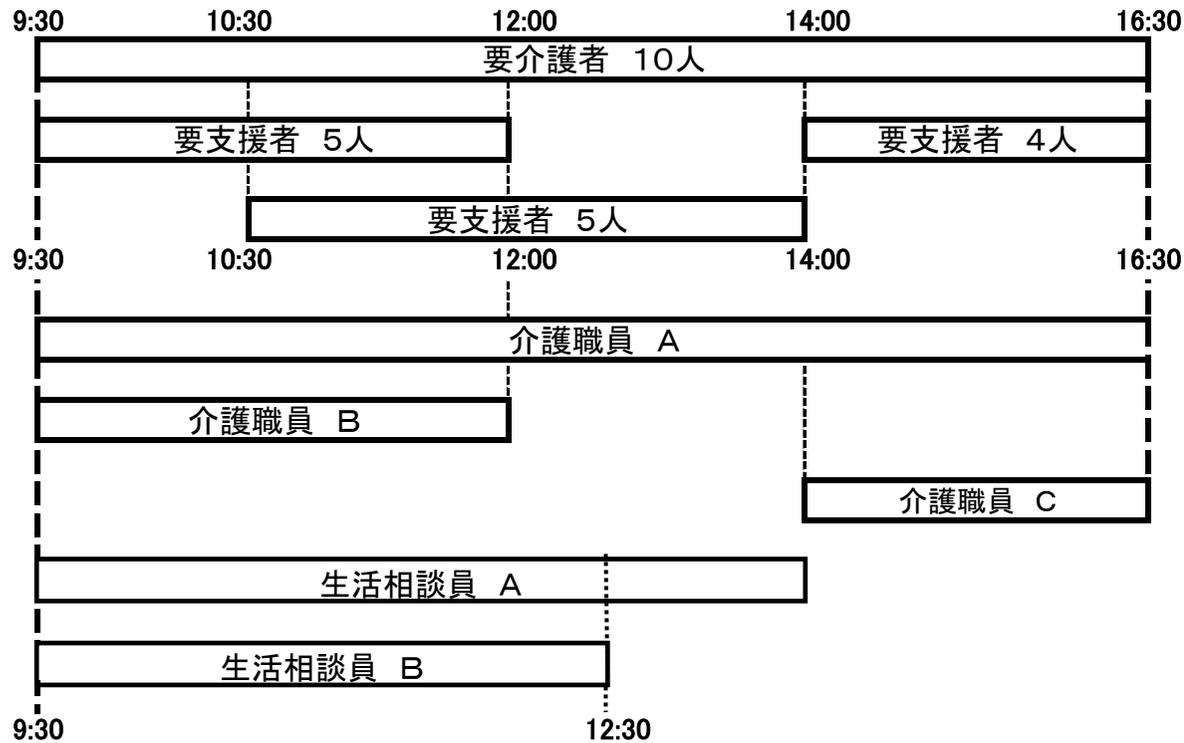
【解答欄】

- 1 管理者は、管理業務に支障がないと認められるときには、常勤でなくてもよい。 []
- 2 個別機能訓練加算IIを算定する場合、有資格者の個別機能訓練指導員を配置していない火曜日でも算定できる []
- 3 常勤の介護職員が配置されていれば、生活相談員は非常勤職員でもよい。 []

(問2) 下記の設問1～2において、正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×をつけてください。

例：通所介護と介護予防通所介護を一体的に提供□

1単位・定員20人・サービス提供時間7時間(9:30～16:30)



通所介護	時間帯	利用者数	利用者ごとの提供時間数の合計
	9:30～16:30 (7h)	10人(要介護者)	70h (7h×10人)
介護予防通所介護	9:30～12:00 (2.5h)	5人(要支援者)	12.5h(2.5h×5人)
	10:30～14:00 (3.5h)	5人(要支援者)	17.5h(3.5h×5人)
	14:00～16:30 (2.5h)	4人(要支援者)	10h (2.5h×4人)

7時間 (9:30～16:30)
 2.5時間 (9:30～12:00)
 2.5時間 (14:00～16:30)
 4.5時間 (9:30～14:00)
 3時間 (9:30～12:30)

合計
 (勤務延時間数)
 12時間

平均提供時間数
 4.6h
 $(70h + 12.5h + 17.5h + 10h) \div 24人$

確保すべき勤務延べ時間数
 $= ((利用者数 - 15) \div 5 + 1) \times 平均提供時間数$

【解答欄】

- 1 上記例において、生活相談員は基準を満たす。 []
- 2 上記例において、介護職員は基準を満たす(確保すべき勤務延べ時間数を満たす)。 []
- ※ 確保すべき勤務延べ時間数 = $((利用者数 - 15) \div 5 + 1) \times 平均提供時間数$